

令和6年度（2024年度）玉名工業高等学校運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

- 男子：野球部、サッカー部、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部
卓球部、柔道部、剣道部、弓道部、山岳・スキー部、陸上競技部、空手道部（休部）
ソフトボール部、レスリング部、バドミントン部、ハンドボール部、テニス部
水泳部、ボクシング同好会、ダンス愛好会
女子：ソフトテニス部、卓球部、剣道部、弓道部、陸上競技部、空手道部（休部）
バドミントン部、ダンス愛好会

2 目標

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、生徒の運動技術・体力の向上はもちろん、自主性や協調性、責任感、連帯感などの育成を目指す。
- (2) 部員同士が同じ目標に向かって努力し、自己を高め合う過程において、豊かな人間関係の構築をはかり、また、目標を達成したときの喜びを味わうなかで自己肯定感を高める機会とする。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、原則活動を中止する。ただし、直近（2週間以内）に公式戦がある部は事前に特別練習許可願を提出し、校長の承認を得ることとする。
- ウ 夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。ただし、公式戦等がある部に関しては、事前に申し出を行い、校長の承認を得ることとする。

(2) 練習時間

- ア 準備・片付け等を除き、平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

男子：平日	20：00
休業日及び長期休業期間	18：30
女子：平日	19：30
休業日及び長期休業期間	18：30

(4) 共通の休養日

ア 定期試験前および定期考査中の一定期間

1学期中間考査	5月13日（月）～	5月21日（火）	9日間
1学期期末考査	6月18日（火）～	6月27日（木）	10日間
2学期中間考査	9月24日（火）～	10月2日（水）	9日間
2学期期末考査	11月26日（火）～	12月5日（木）	10日間
学年末考査	2月3日（月）～	2月13日（木）	11日間

※ただし、(1)のイに該当する場合には、事前に特別練習許可願を提出し、校長の承認を得て行うこととする。なお、試験日の変更があった場合は上記の期間を変更する。

イ その他

夏季学校閉庁日 8月12日(月)～15日(木) 4日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

ア 休養日

競技の特性や部員数、練習場所確保の観点から、次の運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

※ただし、年間を通して、休養日の割合が週2日程度になるよう配慮し調整する。

イ 練習時間

競技の特性や部員数、練習場所確保の観点から、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得ること。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連、高野連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

ア 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、学校のホームページに、活動計画や活動状況を掲載し、保護者の部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

イ 生徒を対象とした研修(普通救命講習等)を実施し、安全活動の推進を図る。